

「営業0日に制限」不適切

民泊の自治体運用 政府が見解

政府は24日の自民党会合で、住宅に旅行者を有料で泊める民泊に関し、地方自治体が営業日数を「0日」に制限するのは

「法案の目的を逸脱するもので適切ではない」との見解を示した。日数制限の対象区域を自治体全域と定めることも不適切

だと説明した。民泊を実質的に認めない過剰な規制を防ぐためだ。政府が検討中の住宅宿泊事業法案（民泊法案）

は民泊営業の年間上限日数を180日としている。騒音の発生など生活環境の悪化を招く場合に限り、都道府県や政令市が営業日を180日以下に抑えられる条例を制定できると認めている。

法案は営業日数制限の

下限を示していない。「0日」にするのも可能とみられていたが、政府は24日の自民党会合で「0日までの制限はできない」と説明した。条例による制限区域の設定についても、あくまで生活環境が悪化する地域に限り、全域は認めない。